

新総合事業説明会 (第2回)

平成27年11月26日 (木)

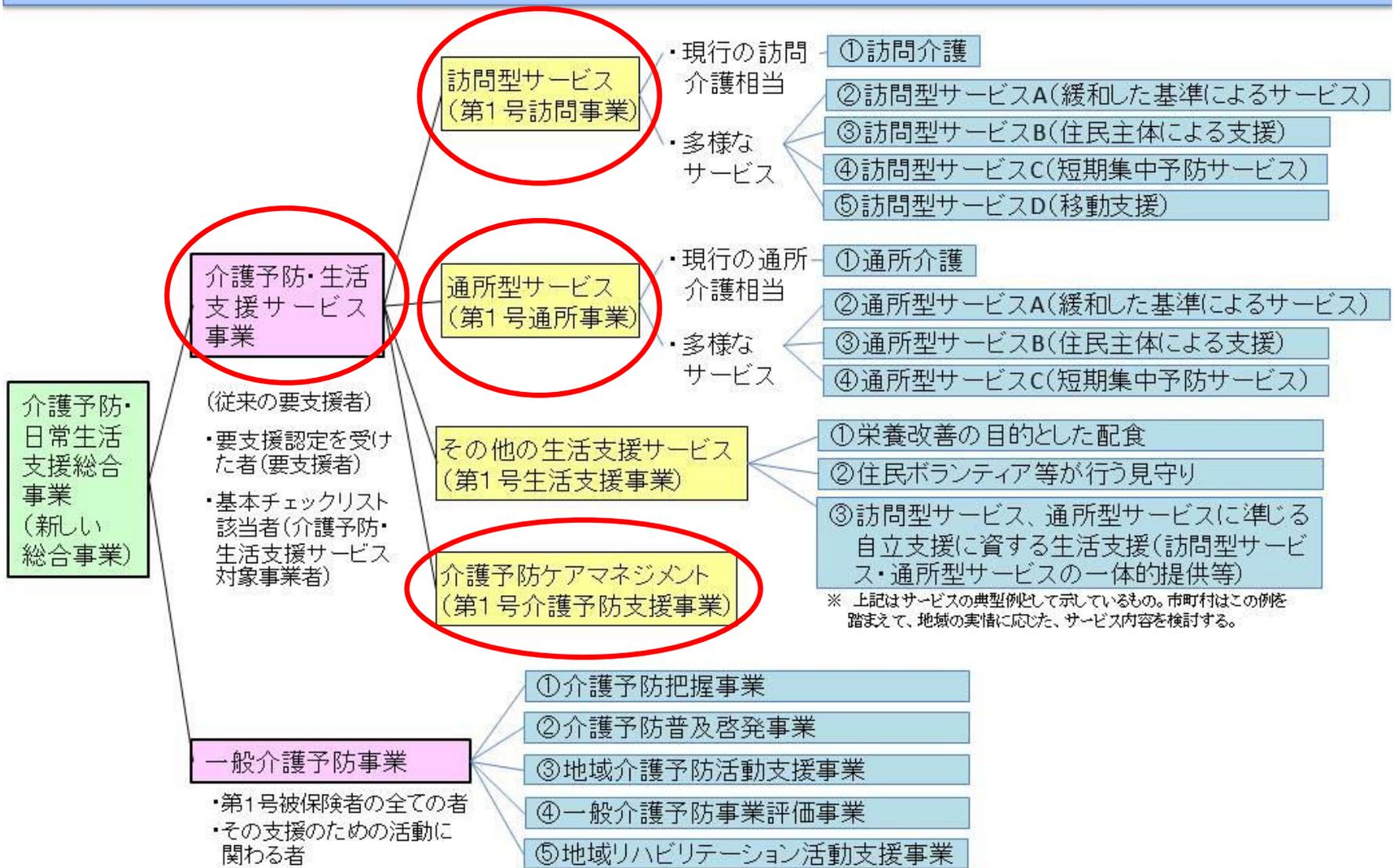
午後1:30~3:00

場所：阿波市役所本庁舎3階 大会議室

阿波市介護保険課
阿波市地域包括支援センター



【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

事業開始にあたっての考え方

- 現在の要支援利用者がサービスを継続利用できることを基本とする。
- 費用については、事業の安定的な継続を考慮しつつも、制度改革の趣旨・介護報酬改定等をふまえ、費用の抑制を図りながら適切と考えられる費用設定を行うものとする。
- 実施における人員・設備等基準ならびに現行相当サービスについては、原則として国基準省令等に準拠し一体的な運用を基本とする。
- なお、新たなサービスの創出にあたっては、地域の実施主体の自主性を損なうことがないよう、地域資源の把握やしくみづくりなどについて効果的で効率的な枠組みを、今後、生活支援体制整備事業等において検討していく。

阿波市が実施する総合事業
(介護予防・生活支援サービス事業)
について

訪問型サービス

サービス種類	考えられる実施主体	実施方法	28年度以降実施予定
①訪問介護相当サービス (現行相当のサービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定)	事業者指定	平成28年4月1日から実施
②訪問型サービス A (緩和した基準による サービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定) NPO、シルバー人材センター、 民間事業者等	事業者指定 委託	平成28年度中に準備・実施予定
③訪問型サービス B (住民主体による サービス)	ボランティア団体等	補助 助成	検討中
④訪問型サービス C (短期集中予防 サービス)	市 保健・医療の専門職	直接	検討中

※これは現段階での阿波市の案であり、今後変更の可能性がります。

通所型サービス

サービス種類	考えられる実施主体	実施方法	28年度以降実施予定
①通所介護相当サービス (現行相当のサービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定)	事業者指定	平成28年4月1日から実施
②通所型サービス A (緩和した基準による サービス)	指定介護予防事業所 (みなし指定) NPO、民間事業者等	事業者指定 委託	平成28年度中に準備・実施予定
③通所型サービス B (住民主体による サービス)	ボランティア団体等	補助 助成	検討中
④通所型サービス C (短期集中予防 サービス)	市 保健・医療の専門職	直接	検討中

※これは現段階での阿波市の案であり、今後変更の可能性ががあります。

総合事業における指定第1号事業者
(介護予防・生活支援サービス事業者)
の指定について

事業者指定の基本的な考え方

- ・ 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定は、徳島県の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていることを前提とする。
- ・ 平成27年4月1日以降に徳島県の介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者は、市の総合事業におけるサービス事業者の指定を受けること。

事業に関する申請について

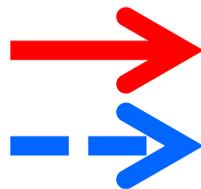
①平成27年3月31日時点で県の指定を受けている 指定介護予防サービス事業者

名称 ()内はガイドラインの標記	阿波市への申請	市サービスコード
訪問介護相当サービス(現行の訪問介護相当)	不要	A1
通所介護相当サービス(現行の通所介護相当)	不要	A5

②平成27年4月1日以降に県の指定を受けた 指定介護予防サービス事業者

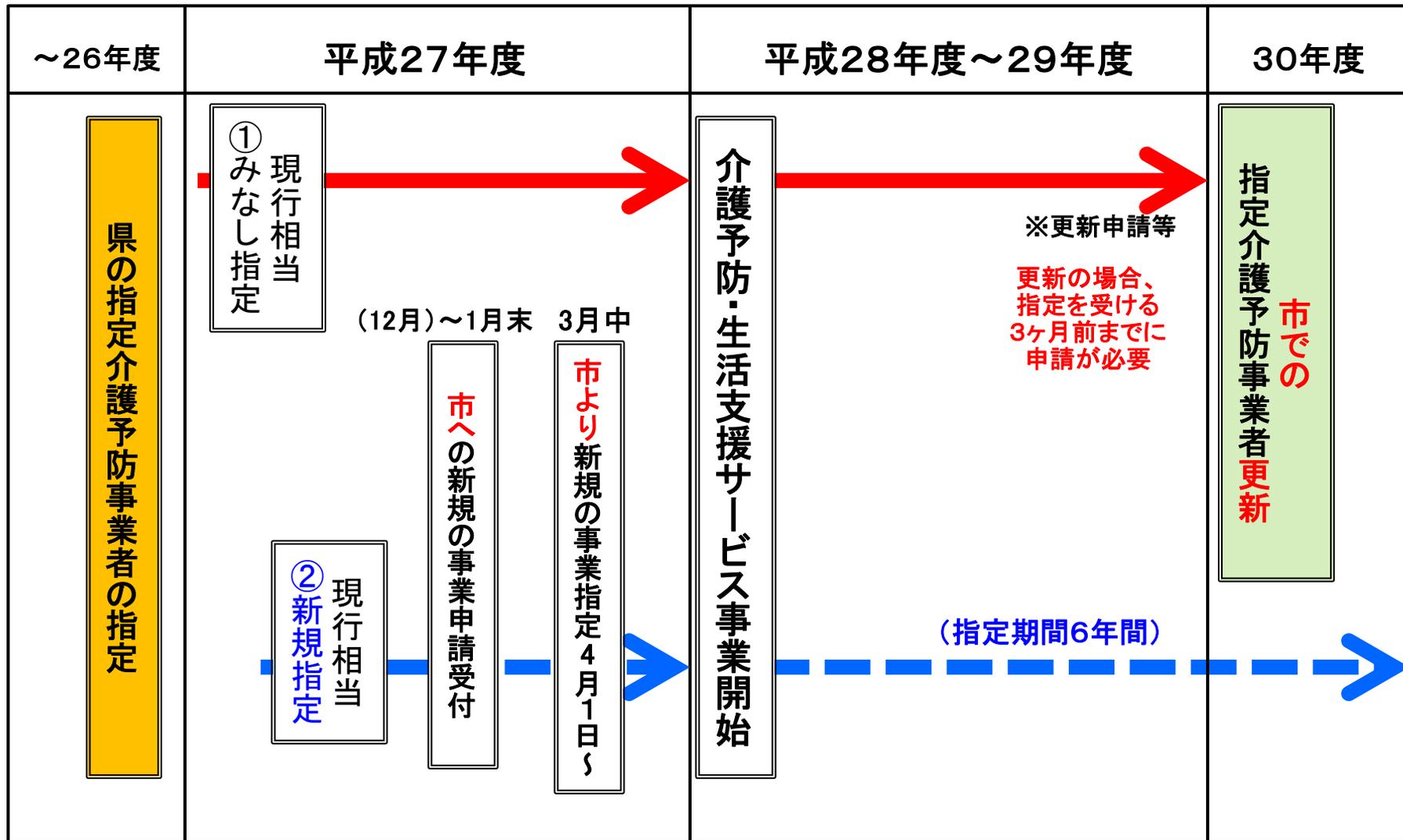
名称 ()内はガイドラインの標記	阿波市への申請	市サービスコード
訪問介護相当サービス(現行の訪問介護相当)	必要	A2
通所介護相当サービス(現行の通所介護相当)	必要	A6

総合事業事業者指定の流れ



①平成27年3月31日以前みなし

②平成27年4月1日以降新規



訪問型サービス(第1号訪問事業)の基準

	現行の訪問介護相当サービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動(必ず守るべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者 ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件】従事者に同じ <p>※支障がない場合、他の業務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品 	
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・<u>訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等</u> (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供</u>

訪問型サービスと訪問介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

	現行の訪問介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	<p>人員</p> <p>○要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1以上※2 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 3人以上 	<p>○訪問介護員等は要支援者と要介護者を合わせた数。サービス提供責任者は要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(青下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 <p>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供責任者常勤の訪問介護員等のうち、<u>利用者40人に1以上</u>※2、※3 <p>【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能。</p> <p>※3 要介護者の処遇に影響がないよう配慮。</p> <p>【例】利用者が要介護者40人、要支援者80人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 サービス提供責任者 1人以上+必要数(市町村の判断) 	<p>○基準の緩和はない。</p> <p>※他のサービスと同様、管理者は支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。</p>
	<p>設備</p> <p>事業の運営に必要な広さを有する専用区画 必要な設備・備品</p>		
	<p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・衛生管理等 ・秘密保持等 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程等の説明・同意 ・事故発生時の対応 ・提供拒否の禁止 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等 		

訪問型サービスの基準—一体型〈参考〉

	現行の訪問介護相当サービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動(必ず守るべき基準)	
一体的に行う場合の訪問型サービスの基準	人員	<p><u>○要支援者と要介護者を合わせた数で、介護給付の基準を満たす</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員 常勤換算2.5以上 【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>※2 一部非常勤職員も可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件】介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は研修受講者 ・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件】従事者に同じ <p>※支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	従事者 必要数
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品 	事業の運営に必要な広さを有する区画 必要な設備・備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供

通所型サービス(第1号通所事業)の基準

	現行の通所介護相当サービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体 の自主活動(必ず守るべき基準)
人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の業務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者 必要数
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成・運営規定の説明・同意・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

	現行の通所介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施	住民ボランティア・住民主体の自主活動と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員 ○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(青下線部分) ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 <u>専従1以上</u> ・看護職員 <u>専従1以上</u> ・介護職員 ～15人 <u>専従1以上</u> 15人～ 利用者1人に <u>専従0.2以上</u> (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員4人以上	○従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(青下線部分) ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 <u>専従1以上</u> ・看護職員 <u>専従1以上</u> ・介護職員 ～15人 <u>専従1以上</u> 15人～ <u>利用者1人に専従0.2以上</u> (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員2人以上+必要数(市町村の判断)	○基準の緩和はない。 ※ 他のサービスと同様、管理者は管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 また、最低基準を下回らない範囲で職員が活動に関与することは可能。
	設備 ○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品		
	運営 ・個別サービス計画の作成 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・運営規程等の説明・同意 ・事故発生時の対応 ・提供拒否の禁止 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等		
	備考	○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。	○要介護者の処遇に影響がない範囲で、事業所のスペースを活用することはできる。

通所型サービスの基準 **一体型**〈参考〉

	現行の通所介護相当サービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動(必ず守るべき基準)
一体的に行う場合の通所型サービスの基準	人員 <p>○<u>現行と同様、従事者が専従要件を満たしている</u>とみなし、<u>要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</u>(青下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人専従1以上 15人~利用者1人に 専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>○<u>従事者が専従要件を満たしている</u>とみなし(青下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ <u>専従</u>1以上 ・従事者 ~15人 <u>専従</u>1以上 15人~利用者1人 に必要数 <p>※支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>従事者 必要数</p>
	設備 <p>○<u>現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)・静養室・相談室・事務室・消火設備 その他非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品 	<p>○<u>現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数でサービスの基準を満たす</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)・必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品
	運営 <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成・運営規定の説明・同意・提供拒否の禁止 ・<u>従事者の清潔の保持・健康管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ個別サービス計画の作成・<u>従事者の清潔の保持・健康管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供等</u>

介護予防・生活支援サービスの 単位およびコードの基本的な部分 について

みなし指定の単位等

NO	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	A1	訪問介護相当サービス (みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類 ※
2	A5	通所介護相当サービス (みなし)	

※ 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報が国保連に送付される。

(事業所番号は、変更なし(新たな事業所番号が交付されることはない))

NO	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合 利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定 (所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様 ●負担割合証に応じる (1割・2割)	国が規定
2	A5	介護予防通所介護								

新規指定の単位等

NO	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	A2	訪問介護相当サービス (≒みなしと同等)	新たに総合事業の指定を受けた事業者が請求するサービス種類 ※
2	A6	通所介護相当サービス (≒みなしと同等)	

※ 平成27年4月1日以降に新たに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所については、市への総合事業の①指定の申請・②事業費算定の届出を行い、指定等を受けた後に、県を經由し事業所移動連絡表情報が国保連に送付される。(事業所番号は、現在のものを使用(新たな事業所番号が交付されることはない))

NO	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合 利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A2	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定する単位数を上限として、市が規定	国が規定する地域単価から選択して、市が規定	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様 ●負担割合証に応じる (1割・2割)	国が規定
2	A6	介護予防通所介護								

単位等について

種類	パターン		単位設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所指定に関する審査
A1 (訪問) ・ A5 (通所)	事業所	既存	1回あたり △△△単位	1回あたりコード×サービス提供回数 ・月額利用選択の場合には、 1月 △△△△単位 ※△△△・△△△△単位は国が定める単位	不要
	算定単位	1回あたり/1ヶ月あたり	・月額利用選択の場合には、 1月 △△△△単位		
	単価	国が定める単価			
	利用者負担	給付と同様			

種類	パターン		単位設定の考え方	レセプトでの請求	市町村による事業所指定に関する審査
A2 (訪問) ・ A6 (通所)	事業所	新規	1回あたり △△△単位	1回あたりコード×サービス提供回数 ・月額利用選択の場合には、 1月 △△△△単位 ※△△△・△△△△単位は国が定める単位	要
	算定単位	1回あたり/1ヶ月あたり	・月額利用選択の場合には、 1月 △△△△単位		
	単価	国が定める単価を上限として、市が規定			
	利用者負担	給付と同様			

〈介護予防〉訪問介護相当サービスの の単位およびコード表について

新総合事業の対象者

制度改正前の要支援者に相当するもの

①要支援認定を受けた者

(※要支援1・2)

②**基本チェックリスト**該当者

(※事業対象者)

〈介護予防〉訪問介護相当サービス 単位・対象者

サービス名称	基本単位	阿波市の対象
訪問介護相当サービス (現行相当)1	1回につき266単位 週1回程度 月1回～4回まで ＜ただし、月額利用選択・5週(5回以上)になる場合には、1月につき1,168単位＞	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者
訪問介護相当サービス (現行相当)2	1回につき270単位 週2回程度 月5回～8回まで ＜ただし、月額利用選択・5週(9回以上)になる場合には、1月につき2,335単位＞	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者
訪問介護相当サービス (現行相当)3	1回につき285単位 週2回以上 月9回～12回まで ＜ただし、月額利用選択・5週(13回以上)になる場合には、1月につき3,704単位＞	事業対象者・要支援2 週2回を越える程度の訪問型サービスが必要とされた者

- ※ 初回訪問時にアセスメントを実施の上、その人に必要な回数を決定する。
また、各種加算・減算(初回加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ、サ責減算、同一建物減算など)は給付と同一。

〈介護予防〉訪問介護相当サービスコード表 みなし事業所【A1】

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

※みなし事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した 場合のみ使用可能 </div>	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ) 1,168単位		1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ) 2,335単位		2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ) 3,704単位		3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで		266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		270	1回につき
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		285	1回につき
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1回につき

<介護予防>訪問介護相当サービスコード表・・・**続き** みなし事業所【A1】

A1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

※みなし事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能 </div>	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1回につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の86/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の48/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90%加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80%加算		

※日割りコードについては、今回の説明会資料からは省略しております。

<介護予防>訪問介護相当サービスコード表

H27.4.1以降開設事業所 【A2】

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

※※ 平成27年4月1日以降 開設事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能 </div>	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,168単位		1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,335単位		2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,704単位		3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで		266	1回につき
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		270	1回につき
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		285	1回につき
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1回につき

〈介護予防〉訪問介護相当サービスコード表・・・続き H27.4.1以降開設事業所 【A2】

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

※※ 平成27年4月1日以降 開設事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能 </div>	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の86/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の48/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80%加算		

※日割りコードについては、今回の説明会資料からは省略しております。

〈介護予防〉通所介護相当サービスの の単位およびコード表について

〈介護予防〉通所介護相当サービス 単位・対象者

サービス名称	基本単位	阿波市の対象
通所介護相当サービス (現行相当)1	1回につき378単位 週1回程度 月1回～4回まで ＜ただし、月額利用選択・5週(5回以上)となる場合には、1月につき1,647単位＞	事業対象者・要支援1 週1回程度の通所型サービスが必要とされた者
通所介護相当サービス (現行相当)2	1回につき389単位 週2回程度 月5回～8回まで ＜ただし、月額利用選択・5週(9回以上)となる場合には、1月につき3,377単位＞	事業対象者・要支援2 週2回程度の通所型サービスが必要とされた者

※ 初回訪問時にアセスメントを実施の上、その人に必要な回数を決定する。

※ 各種加算・減算(生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、定員超減算、職員減減算、若年性認知症利用者受入加算、同一建物減算など)は給付と同一。

<介護予防>通所介護相当サービスコード表

みなし事業所【A5】

A5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

※みなし事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能		合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき		
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき		
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき		
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389			
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき		
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき		
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき		
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算		-376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算		-752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225			
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150			
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150			
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2				運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3				栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120			
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		事業対象者・要支援1	72単位	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12				事業対象者・要支援2	144単位	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		事業対象者・要支援1	48単位	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22				事業対象者・要支援2	96単位	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		事業対象者・要支援1	24単位	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2				事業対象者・要支援2	48単位	48	

〈介護予防〉通所介護相当サービスコード表 ……**続き** **みなし事業所【A5】**

A5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

※みなし事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の40/1000 加算		1月につき
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の22/1000 加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90%加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80%加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 1,647単位	1,153	1月につき	
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2 3,377単位			
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 378単位	定員超過の場合 ×70%	265	1回につき
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで 389単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1 1,647単位	1,153	1月につき	
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2 3,377単位			
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 378単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	265	1回につき
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで 389単位		272	

※日割りコードについては、今回の説明会資料からは省略しております。

〈介護予防〉通所介護相当サービスコード表

H27.4.1以降開設事業所 【A6】

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

※※ 平成27年4月1日以降 開設事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能		合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき		
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき		
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算			1回につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376			
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752			
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150			
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120			
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位	144		
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48		
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位	96		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位	48		

〈介護予防〉通所介護相当サービスコード表・・・続き H27.4.1以降開設事業所 【A6】

A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

※※ 平成27年4月1日以降 開設事業所

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の40/1000 加算		1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の22/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90%加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80%加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 1,647単位	1,153	1月につき	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2 3,377単位			
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 378単位	定員超過の場合 ×70%	265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで 389単位		272	

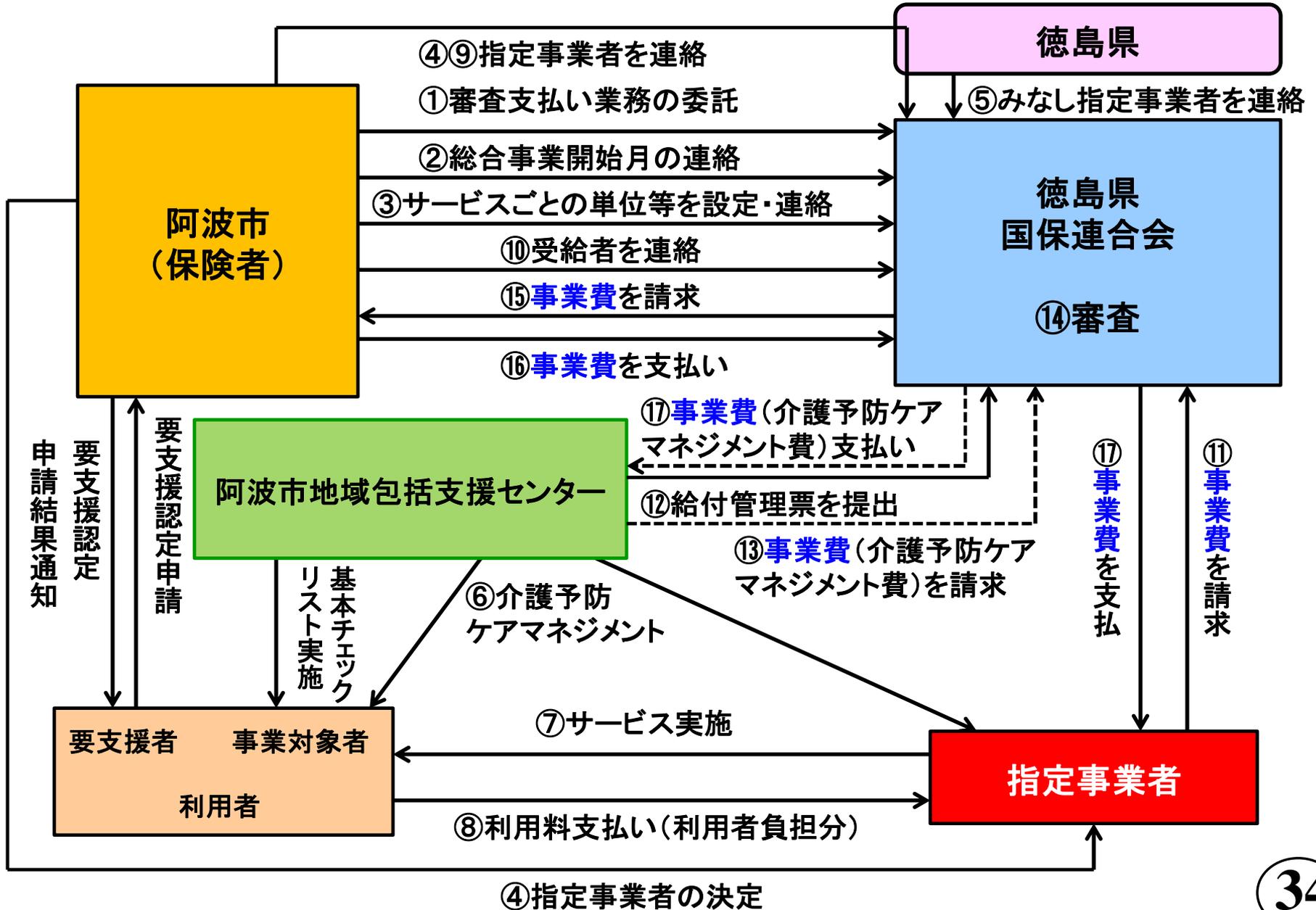
看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	灰色部分は、初回プラン作成時に月額単位数を選択した場合のみ使用可能	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 1,647単位	1,153	1月につき	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2 3,377単位			
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 378単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで 389単位		272	

※日割りコードについては、今回の説明会資料からは省略しております。

国保連合会への審査支払業務の 委託における事務処理の流れ

(1)利用者が事業のみを利用する場合



①～⑱は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類	No	事務処理内容	
事前準備	①★	審査支払業務を委託 市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ総合事業の審査支払業務を委託する。	
	②★	総合事業開始月を連絡 市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びびみなし指定の有効期間を設定する。	
	③★	サービスごとの価格等を設定・連絡 市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。	
	④★	指定事業者を決定・連絡 市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。	
	⑤★	みなし指定事業者を連絡 都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。	
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
サービス提供月	⑦	サービス実施 事業者が利用者へサービス実施。	
	⑧	利用料支払（利用者負担分） 利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。	
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
⑫		給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。	
サービス提供月翌々月	～	⑬	事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求 請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
		⑭	審査 国保連合会は審査を行う
		⑮	事業費を請求 国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	20日まで	⑯	事業費を支払 市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	25日まで	⑰	事業費を支払 国保連合会は事業者へ事業費を支払う。
月末まで	⑱	事業費を支払 国保連合会は事業者へ事業費を支払う。	

(1)利用者が事業のみ を利用する場合

事務処理の流れについて
⇒ サービス提供月
翌月の10日までに

<留意事項>

- 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

①～⑰は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類	No	事務処理内容
事前準備	①★	審査支払業務を委託
	②★	総合事業開始月を連絡
	③★	サービスごとの価格等を設定・連絡
	④★	指定事業者を決定・連絡
	⑤★	みなし指定事業者を連絡
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月	⑦	サービス実施 事業者が利用者へサービス実施。
	⑧	利用料支払（利用者負担分） 利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	⑨	指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
	⑩	受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	⑪	予防給付及び事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。
サービス提供月翌々月	⑫	給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。
	⑬	介護予防支援費を請求 請求明細書（介護予防支援費）を提出する。
サービス提供月	⑭	審査 国保連合会は審査を行う
	⑮	予防給付及び事業費を請求 国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
	⑯	予防給付及び事業費を支払 市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
	⑰	予防給付及び事業費を支払 国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

<留意事項>

- 1 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2)利用者が予防給付と事業を利用する場合

事務処理の流れについて
⇒ サービス提供月翌月の10日までに

国保連合会への審査支払業務の委託における事務処理の流れ

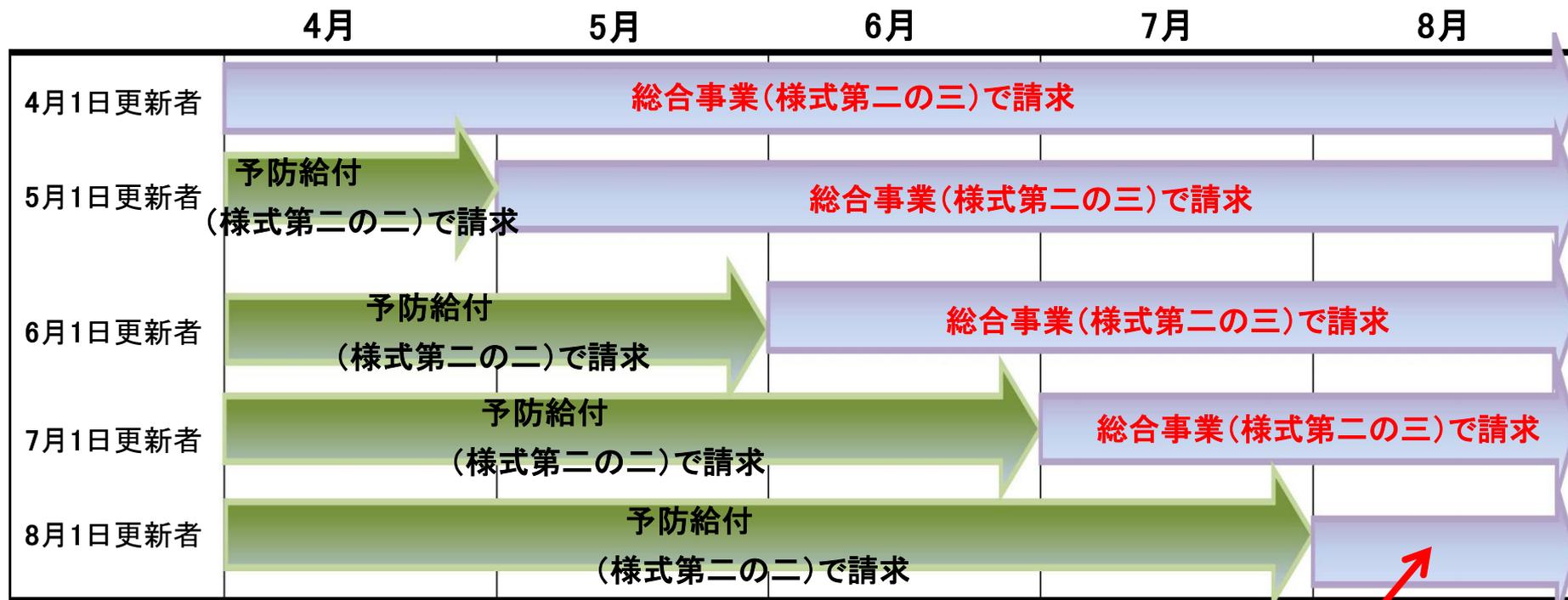
※事務処理月次について・・・

従来の給付管理と同様 ⇒ サービス利用月の翌月10日までに

切り替えについて

・・・4月1日認定更新の方から順次、介護予防・日常生活支援総合事業に請求を切り替えていきます。

※サービス事業所における様式の取り扱い(例:訪問または通所のみ事業所の場合)



総合事業(様式第二の三)で請求

請求に関するシステム対応について

総合事業のサービスコードの対応は、総合事業に移行するしないに拘らず自治体及びサービス提供事業者側それぞれでの全国一律での対応を国が想定しているものです。

システム対応を前提として、請求業務ソフトの会社と調整を必ず行ってください。

※ 行った上で、システム対応が困難であれば、紙面での請求対応となりますので、徳島県国民健康保険団体連合会と調整を行い、請求事務を行ってください。

事業者と利用者の契約等について

事業者(みなし指定等)と利用者の契約等

(総合事業の指定事業者(みなし指定等)によるサービスを利用する場合)
現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、利用者に対して重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていただいた上で、サービス提供が開始される。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)※1	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※1 既利用者(要支援者)とは、平成27年度より予防給付(例:訪問介護)を利用していて、要支援認定更新後に総合事業(例:介護予防訪問介護相当サービス)を利用する場合をいう。

■ 契約書・重要事項説明書の取り交わすタイミング ※1 既利用者を想定

※(平成28年度中) 契約書・重要事項説明書 ⇒ ・給付から事業へ移行
・市単価による利用料の変更
・負担割合証による利用料の変更(決定)

契約書・重要事項説明書 変更・確認点

総合事業移行に伴い一部文言の変更が必要。

①サービスの種類

介護予防訪問(通所)介護→介護予防訪問(通所)介護相当サービス

②介護予防ケアプラン

介護予防サービス計画書、介護予防マネジメントケアプランの両者、またはどちらかを示す。

③利用料

市単価による料金表の変更(1回あたり・1ヶ月あたり)

負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額となる

(平成27年8月より施行)

④記録の保存期間(確認)

5年間(介護保険法から地方自治法に根拠法令が移行したため、変更)

事業者対象者の有効期間に ついて

新しい状態区分(事業対象者)について

事業対象者とは、65歳以上の者で、心身の状況、その置かれている環境その他の状況から要支援(要介護)状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した者をいう。

ただし、事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用することとなる。

■事業対象者の有効期間

事業対象者に有効期間を設定することとする。(原則2年間)

基本的な有効期間	
一般高齢者から ⇒事業対象者に移行した場合(新規)	事業対象者と決定した日から2年間 ※原則、介護申請 【利用が急がれる場合は、包括へ事前相談が必要】
要支援者から ⇒事業対象者に移行した場合	事業対象者と決定した日から2年間 または 要支援の有効期間終了日の次の日から2年間
事業対象者から ⇒要支援(または要介護者)に移行した場合	原則:事業対象者の終了日=認定日の前日 ※上記以外に設定したい場合は介護保険課 (包括)と相談が必要

区分支給限度額について

区分支給限度額について

利用者区分	サービス利用パターン例	ケアマネジメント代	支給限度額	
事業対象者	事業(訪問介護)のみ	介護予防ケアマネジメント費 (様式第7の3)	原則 5,003 単位	
	事業(通所介護)のみ			
	事業(訪問介護と通所介護)			
要支援1	給付のみ	介護予防支援費 (様式第7の2)	5,003 単位	
	給付+			事業(訪問介護)
				事業(通所介護)
	事業(訪問介護と通所介護)			介護予防ケアマネジメント費 (様式第7の3)
要支援2	給付のみ	介護予防支援費 (様式第7の2)	10,473 単位	
	給付+			事業(訪問介護)
				事業(通所介護)
	事業(訪問介護と通所介護)			介護予防ケアマネジメント費 (様式第7の3)

事業対象者の一時的な支給限度額の変更について

総合事業	予防給付	
事業対象者	要支援1	要支援2
<p>予防給付の要支援1の限度額(5,003単位)とする</p> <p>※利用者の状態(退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながるケースなど)によっては、予防給付の要支援1の限度額を超えることも可能である。 その場合であっても、上限額は、要支援2の支給限度額を超えることは想定していない。</p> <p>一時的に限度額を引き上げる場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事業対象者における一時的な支給限度額変更申請書(右記) ・介護予防サービス・支援計画書 ・サービス担当者会議の要点 <p>を、阿波市(介護保険課・地域包括支援センター)に提出する。</p> <p>※月末までに申請すると翌月10日の請求可能</p>	<p>5,003 単位</p>	<p>10,473 単位</p>

新規・継続

総合事業対象者における一時的な支給限度額変更申請書

阿波市長

(申請者) 事業所名 _____

担当者名 _____

- 1 被保険者名
- 2 被保険者番号
- 3 住所
- 4 現在利用しているサービス
 介護予防訪問介護
 介護予防通所介護
 その他 ()
- 5 支給限度額変更の理由
 1. 退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながるため。
 2. その他 ()
- 6 ケアプランの目標期間
 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 7 次回見直し時期
 平成 年 月 日

【添付書類】介護予防サービス・支援計画書(Ⅰ)(Ⅱ)、サービス担当者会議の要点

※ この様式は、確認を得て支給限度額を変更するために使用します。

※ 継続の必要がある場合は、次回見直し時期までに再度同じ書類をご提出下さい。

今後のスケジュールについて

今後のスケジュール予定

12月

- ・新規指定事業所に関する届出の受付(開始) 12月中にHPに書式等をUP

1月

- ・新規指定事業所に関する届出について提出の〆切り **平成28年1月29日(金)**

2月

- ・新総合事業に関する説明会(3回目)
【国保連合会関係の説明】予定

4月

- ・総合事業の開始

阿波市ホームページにおける 関係情報の掲載について

阿波市HP トップページにて「総合事業」で検索 (指定届出関係も近日中アップ予定)

阿波市 - Windows Internet Explorer
http://www.city.awa.lg.jp/

総合事業 検索 組織から探す お問い合わせ サイトマップ

阿波市 AWA CITY
あすに向かって「人の花咲く やすらび空崎」阿波市

観光情報
市長室
阿波市の紹介
入札・契約情報
窓口手続はこちら
オンラインサービス

市の花「コスモス」
市の木「ケヤキ」
市の鳥「ウグイス」

新着情報
観光・イベント
採用情報・募集
入札情報
防災

- 阿波市立保育所・阿波市立認定こども園(2015年11月13日 福祉事務所子育て支援課)
- 保育所・認定こども園に子どもを預けないとき(2015年11月13日 福祉事務所子育て支援課)
- 第2回阿波市総合教育会議を開催します。(2015年11月11日 企画総務課)
- 【中小企業事業主向けワンストップ無料相談】及び「業務改善助成金」のお知らせ(2015年11月9日 商工観光課)
- 【消費者情報】「会員制介護付老人ホームの特別会員券の購入を勧誘する事業者に関する注意喚起」(2015年11月9日 商工観光課)
- 阿波市放課後児童クラブ指定管理候補者の選定結果について(2015年11月9日 福祉事務所子育て支援課)
- 平成28年度 阿波市立保育所・幼稚園・認定こども園の入所・入園案内(2015年11月6日 福祉事務所子育て支援課)
- 「あわっ子子育て応援券」のご利用について(2015年11月6日 福祉事務所子育て支援課)
- 平成27年度子育て世帯臨時特別給付金のお知らせ(2015年11月6日 福祉事務所子育て支援課)
- 平成27年度第6回阿波市教育委員会定例会会議録(2015年11月5日 教育総務課)

11月イベントカレンダー
日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21
22 23 24 25 26 27 28
29 30

阿波市議会
阿波市ふるさと納税
阿波市ケーブルネットワーク

インターネット | 保護モード: 有効
100%
あ般 CAPS KANA
16:51
2015/11/14

阿波市HP トップページにて「総合事業」で検索 (指定届出関係も近日中アップ予定)

検索結果 | 阿波市 - Windows Internet Explorer

http://www.city.awa.lg.jp/search.html?cx=007331532887378071589%3Amjsrjxn5bzu&cof=FORID%3A11&ie=UTF-8&q=%E7%B7%8F%E5%90%88%E...

http://www.city.awa.lg.jp/docs/2015101500043/

お気に入り | 地域包括支援センター委... | Web スライス ギャラ...

検索結果 | 阿波市

文字サイズ | 小 | 中 | 大 | 背景色 | 黒 | 青 | 白 | ふりがなまつける | よみあげる | ご利用案内

携帯サイト

総合事業 | 検索 | 組織から探す | お問い合わせ | サイトマップ

トップ | くらし・教育 | 観光・文化 | 産業・労働 | 行政・まちづくり | 安心・安全

検索結果

TOP > 検索結果

約 206 件(0.32 秒)

 [新しい介護予防・日常生活支援総合事業について | 阿波市](#)
2015年10月1日 ... 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内。介護保険制度の改正に伴い、本市におきましては、平成28年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業がスタートします。介護予防・日常生活支援総合事業の概要。介護予防・日常生活支援 ...
www.city.awa.lg.jp/docs/2015101500043/

 [総合事業説明会 第1回目資料\(970KB\)](#)
ファイル形式: PDF/Adobe Acrobat
2015年6月23日 ... 第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定。(2) 認知症高齢者を支える体制整備。(3) 在宅生活を支える環境整備。(4) 介護保険サービス持続を旨とした制度の運用。(1) 高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり。基本理念 ...
www.city.awa.lg.jp/docs/.../files/20150623setumeikai.pdf

[サービス利用案内 | 阿波市](#)
在宅医療連携拠点事業を開始しました(2015年10月16日 介護保険課); 子育て支援センター(2015年10月8日 福祉事務所子育て支援課); 新しい介護予防・日常生活支援 総合事業について(2015年10月1日 介護保険課); ひとり親家庭高等職業訓練促進 給付 ...
www.city.awa.lg.jp/zokusei/riyoannai/

[くらし・教育 | 阿波市](#)

http://www.city.awa.lg.jp/docs/2015101500043/

インターネット | 保護モード: 有効 | 100%

16:53
2015/11/14

阿波市HP トップページにて「総合事業」で検索 (指定届出関係も近日中アップ予定)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について | 阿波市 - Windows Internet Explorer

http://www.city.awa.lg.jp/docs/2015101500043/

お気に入り | 地域包括支援センター委... | Web スライス ギャラ...

新しい介護予防・日常生活支援総合事業につい...

文字サイズ | 小 | 中 | 大 | 背景色 | 黒 | 青 | 白 | ふりがなまつける | よみあげる | ご利用案内

携帯サイト

検索 | 組織から探す | お問い合わせ | サイトマップ

トップ | くらし・教育 | 観光・文化 | 産業・労働 | 行政・まちづくり | 安心・安全

TOP > 組織 > 介護保険課
TOP > 分野 > くらし・教育, 高齢者, 介護保険
TOP > 属性 > サービス利用案内

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

2015年10月1日

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

介護保険制度の改正に伴い、本市におきましては、平成28年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業がスタートします。

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、要支援相当の方からお元気な高齢者まで、介護予防と日常生活の自立を支援します。
総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」とで構成され、高齢者のみなさまの介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

阿波市地域包括支援センターです

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」がはじまります

サービスの利用の流れ

新しい総合事業
①訪問型
②通所リハビリ
③従来
④地域包括
⑤利用する
⑥要支援者
(要支援 1・2の方)
介護申請
非該当
地域包括支援セ
高齢

阿波市は平成28年4月
支援1・要支援2の人
防給のうち、訪問介
サービスと通所介護
2つのサービスを、全

●指定届け出関係も
このページにリンクさせます

ページが表示されました

インターネット | 保護モード: 有効 | 100%

16:55
2015/11/17

本日の説明に関するお問い合わせ先

阿波市健康福祉部介護保険課
(地域包括支援センター)



電話 0883-36-6543

FAX 0883-26-6054